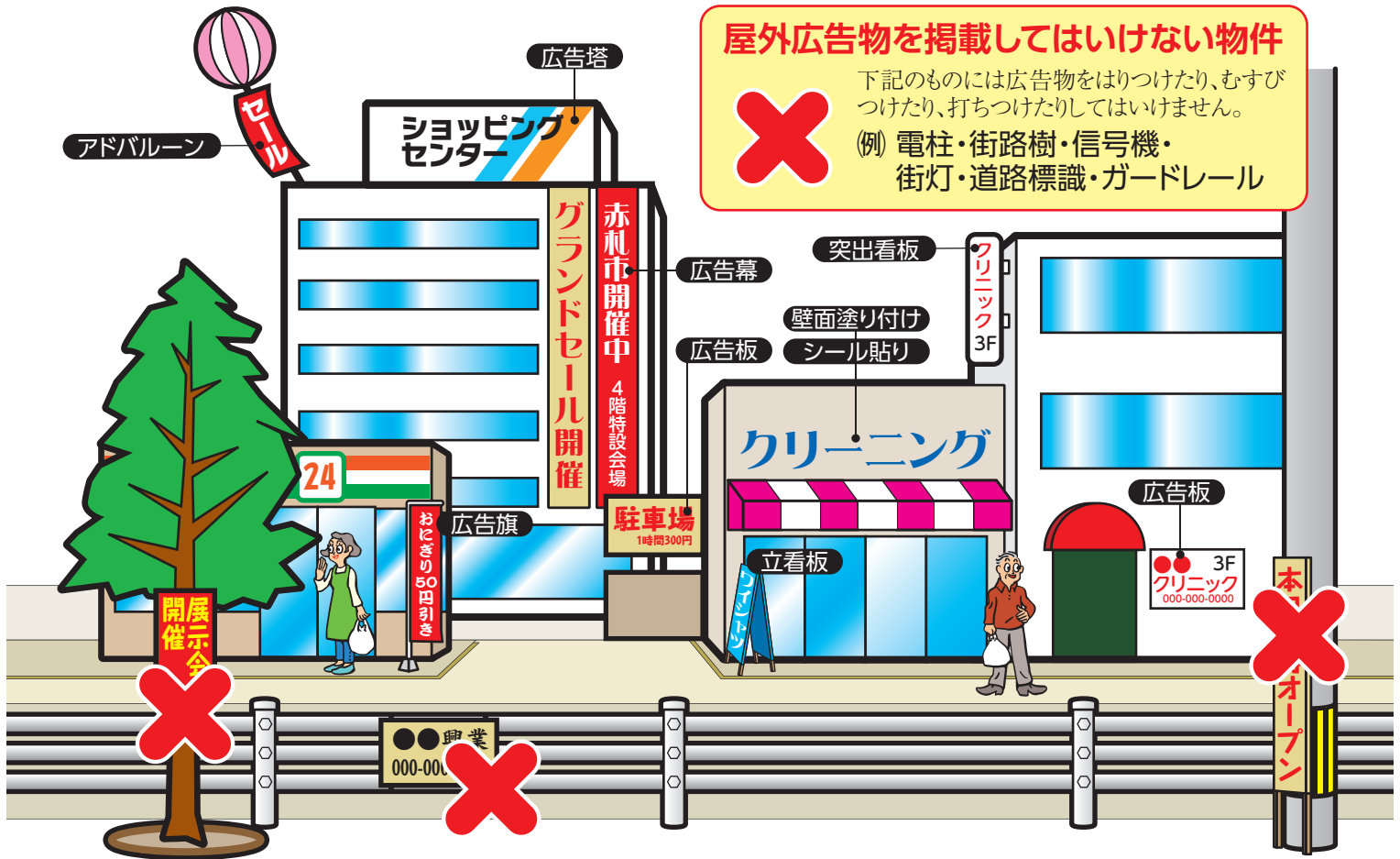


# 屋外広告物には許可が必要です

福岡市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして福岡市屋外広告物条例を定めています。  
この条例による規制は、**個人の所有する土地・建物に設置された屋外広告も対象**となります。

## あなたの広告物は許可をうけていますか？



## 広告を正しく掲出して、美しく安全な街づくりを。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、広告旗、立看板、広告板、広告幕、広告塔などの広告物」で営利・非営利を問いません。

許可申請手続

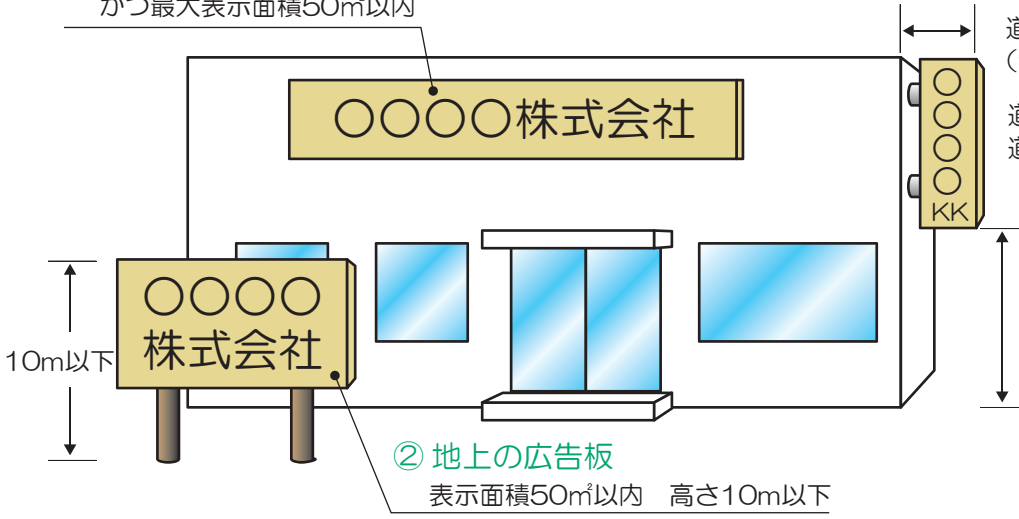
福岡市内で掲出される屋外広告物は条例で適用を除外される場合を除き許可申請が必要です。また、既に表示している広告物を変更、改造又は移転する場合や許可期間後も継続して表示する場合も許可申請が必要です。

# 屋外広告物の規格(主なもの)

## 広告板

### ① 建築物壁面の広告板

取付壁面面積の1/3以下  
かつ最大表示面積50㎡以内



### ② 地上の広告板

表示面積50㎡以内 高さ10m以下

## その他の広告物

### 建築物より突出するもの

※道路占用の場合、厚さ0.5m以内

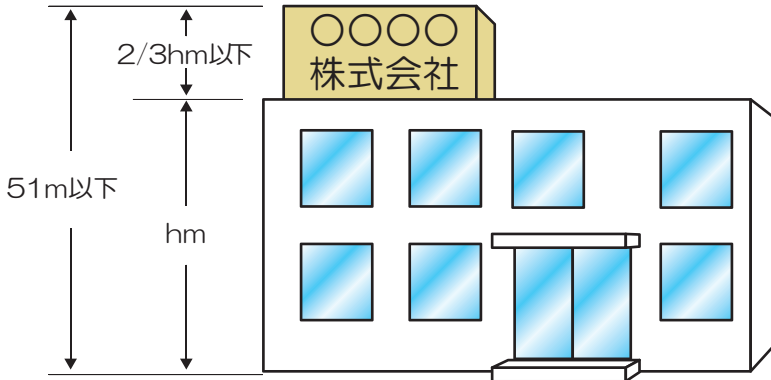
道路境界線からの出幅は0.8m以内  
(歩道上では1m以内)

道路を占有する場合は  
道路占用許可が必要です

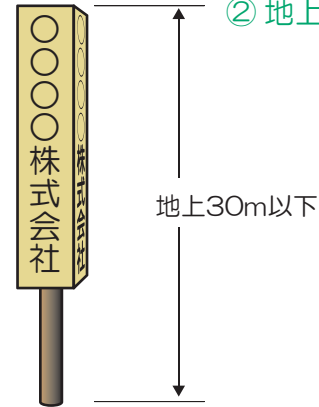
4.5m以上  
(歩道上では2.5m以上)

## 広告塔

### ① 建築物の屋上の広告塔



### ② 地上の広告塔



## 屋外広告業登録をご確認ください!!

屋外広告物の設置を委託する際は、福岡市屋外広告業登録を受けていることを確認の上、発注してください。

その他に道路占用許可や建築確認申請(工作物)が、必要なものもありますので、詳しくは市のホームページをご覧ください。

キーワード検索

福岡市屋外広告物条例に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等の刑事罰を受けることがあります。

## お問い合わせ

屋外広告物に関するお問い合わせ		道路占用許可に関するお問い合わせ	
住宅都市局都市景観室	TEL 092-711-4395 FAX 092-733-5590	道路 下水道局路政課	TEL 092-711-4458 FAX 092-733-5591
		東区維持管理課	TEL 092-645-1056
		西区維持管理課	TEL 092-419-1061
		中央区維持管理課	TEL 092-718-1082
		南区維持管理課	TEL 092-559-5094
		城南区維持管理課	TEL 092-833-4077
		早良区維持管理課	TEL 092-833-4336
		西区管理調整課	TEL 092-895-7042